

臨床研究保険の加入

事前に見積を依頼した保険会社（取扱代理店）と臨床研究保険の加入の手続き（契約）をしてください。
基本的に、「実施計画」を厚生労働大臣へ提出する前に、臨床研究保険の加入申し込みを完了してください。

